

ウィルコム沖縄通信サービスご契約のお客様へ

機種変更等お申込みおよび個品割賦購入あっせんお申込みにあたってのご注意・約款等は、別段の記載がある場合を除き、「ウィルコム」を「ウィルコム沖縄」と読み替えた上で、お客様に適用されることとなります。
 個品割賦購入あっせんによる立替払契約は、ウィルコム沖縄との契約となります。
 毎月のご利用料金などは、株式会社ウィルコムに債権譲渡を行います。

個品割賦購入あっせんお申込みのご注意

お申込みの際は、本申込書および本申込書記載の個品割賦購入あっせん約款をご確認下さい。
 本申込書の内容および本申込書記載の個品割賦購入あっせん約款は、立替払契約成立後、割賦販売法第30条の2第5項の規定に基づく書面となります。
 個品割賦購入あっせんによる立替払契約は、当社がお客様のお申込み内容を審査して承諾し、販売店にこれを通知した時点で成立します。

ダブルバリューセレクトについて

機種変更に際し、ウィルコムの電話機を「ダブルバリューセレクト」お申込みとともにご購入いただいた場合、料金コース等に応じた金額を最長24ヵ月間にわたり割引くサービスです。

お申込条件： 電話機のご利用期間が10ヵ月以上のお客様

機種変更お申込み時にウィルコムが指定する電話機を本サービスお申込みとともにご購入された場合。

対象料金コース：ウィルコム定額プラン、ウィルコムビジネスタイム定額トリプルプラン、つなぎ放題[4x]、つなぎ放題、ネット25、パケコミネット、スーパーパックL、スーパーパックS、標準コース、データパック、データパックmini、昼得コース

割引額は、料金コースに応じた月額料金・ご利用いただいた通話料・付加機能使用料 事務手数料の合計額が上限となります。

* 割引額は、本サービスお申込日やご購入の機種および料金コース等により異なります。

* 分割でお支払いの電話機代金は、割引対象外です。

ウィルコム通信サービスの解約もしくは機種変更をされた場合、本サービスの適用は終了いたします。

本サービスご利用における分割払いの残債がある場合は、残債のお支払い完了が確認できるまで次回機種変更時の電話機代金分割払いによる本サービスのお申込みはできません。

ご利用料金の請求書がウィルコム以外から発行されるお客様につきましては、本サービスが適用されない場合がございます。

電話機代金のお支払いについて

販売店店頭での一括払いもしくは個品割賦購入あっせんによる分割払いがお選びいただけます。分割払いの場合は、ご利用料金と合算してご請求いたしますので、合わせてお支払いください。

分割払いをお選びになるにあたってお申込者をご請求先でない場合は、あらかじめご請求先の了承をお取り下さい。

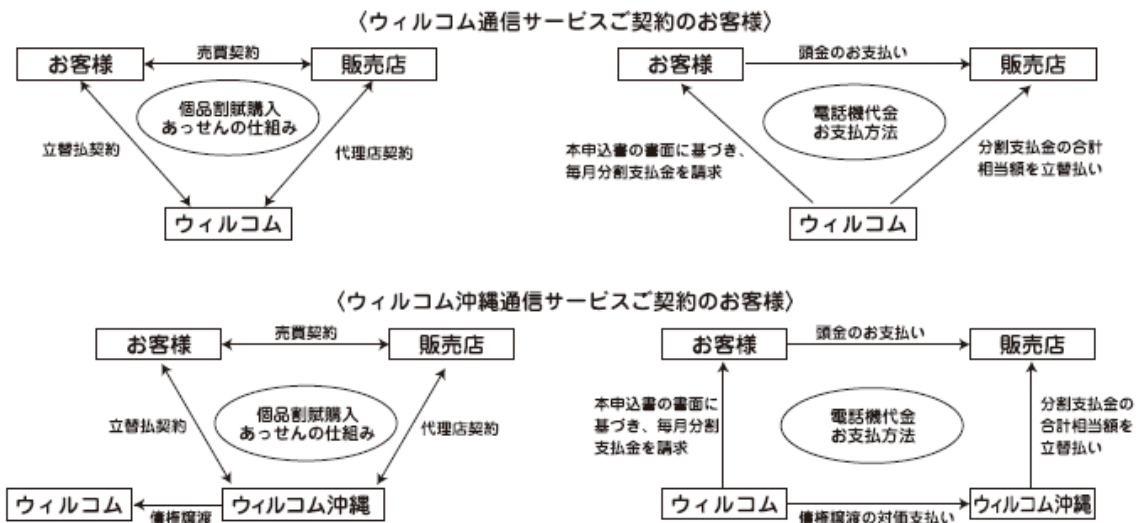
ウィルコム通信サービスを解約もしくは機種変更された場合でも、残債はお支払いいただけます。

個品割賦購入あっせん時の立替払契約について

個品割賦購入あっせんについて

個品割賦購入あっせんとは、お客様が販売店よりウィルコムの電話機をご購入する際に、売買契約の代金決済手段として、現金支払いに代わってウィルコムが提供する立替払制度を利用する場合のものです。

お客様がこの仕組みを利用してウィルコムの電話機をご購入されるときは、まずお客様からのお申込みを受けた販売店がウィルコムに連絡を取り、続いてウィルコムがお客様の審査をさせていただきます。ウィルコムがお客様のお申込みを承諾し、立替払契約が成立した場合は、お客様のお買い上げの代金のうち頭金を除いた金額をウィルコムがお客様の委託により販売店に立替払します。お客様はウィルコムが販売店に立替払を行った金額を、分割払いで下図の方法にてお支払いいただくこととなります。



立替払制度をご利用いただけるのは、毎月のご利用料金を預金 座振替もしくはクレジットカードにてお支払いいただいている方となります。
 * 個人名義のご契約で現在ご利用料金を窓口払いされている方は、本サービスお申込みにあたってクレジットカードでのお支払い手続きをしていた場合にお申込みができます。
 ご購入されたウィルコムの電話機を販売店に返品する場合や売買契約を解除したり取消するときは、ウィルコムにもご連絡下さい。
 お客様が事業のためまたは事業者としてウィルコムの電話機をご購入される場合は、消費者契約法の適用はありません。
 またこの場合、原則として割賦販売法の支払停止の抗弁権もありません(業務提供誘引販売個人契約は除く)。

個品割賦購入あっせん約款

購入者は、株式会社ウィルコム(以下「ウィルコム」といいます。)に対し、購入者が個品割賦購入あっせん申込書(以下「本申込書」といいます。)記載の販売店から購入した本申込書記載のウィルコム通信サービス向け通信端末およびその付属品(以下「本商品」といいます。)に係る本申込書記載の分割支払金(以下「分割支払金」といいます。)の合計相当額を、本申込書により、ウィルコムが購入者に代わって販売店に立替払いすることを委託し、ウィルコムは、これを受託します。

第1条 (立替払契約・売買契約の成立時点)

1. 立替払契約(以下「本契約」といいます。)は、購入者からの申込みについてウィルコムが所定の手続きをもって承諾し、販売店に通知した時をもって成立するものとします。この場合、販売店から購入者にその旨が通知されるものとします。なお、申込時に購入者から販売店に支払われた申込金(以下「申込金」といいます。)は、本契約成立時に本申込書記載の頭金に充当されます。
2. 購入者と販売店との本商品の売買契約(以下「売買契約」といいます。)はその申込みがあった後、販売店が購入者に代わってウィルコムに本契約の申込みをした時に成立するものとしますが、その効力は本契約が成立した時から発生します。また、本契約が不成立となった場合には売買契約も本契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。
3. 本契約が不成立のときは、申込金及び申込書は販売店から購入者に速やかに返還されるものとします。

第2条 (本商品の引渡し)

本商品は 本契約成立後遅滞なく、販売店から購入者に引渡されるものとし、本商品の現実の引渡しが完了した時に本商品の所有権が購入者に移転するものとします。

第3条 (分割支払金の支払期日・支払方法)

購入者は、分割支払金を、本申込書記載の支払期日(以下「支払期日」といいます。)に、本申込書記載の支払方法により、ウィルコムに支払うものとします。

第4条 (債務の履行の継続)

1. 購入者は、本契約に基づく債務の完済までに本商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、遅滞なくウィルコムに通知するとともに、本申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。
2. 購入者は、本契約に基づく債務の完済までに、本商品にかかるウィルコム通信サービスが終了した場合であっても、その原因の如何にかかわらず、本申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。

第5条 (住所の変更)

1. 購入者は 住所を変更した場合は、遅滞なくウィルコムに通知するものとします。
2. 購入者は、前項の通知を怠った場合、ウィルコムからの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、ウィルコムがこれらが通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、購入者が前項の通知を行わなかったことについてやむをえない事情があるときは この限りではないものとします。

第6条 (期限の利益喪失)

1. 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、購入者は当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに同債務の全額を履行するものとします。
 - (1) 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、ウィルコムから20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
 - (3) 差押え、仮差押え、保全差押え、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他の適用ある裁判上の倒産処理手続開始の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - (5) 売買契約が購入者にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約を除きます。)となる場合で 購入者が分割支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 購入者が次のいずれかの事由に該当したとき1よ、購入者はウィルコムの請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに同債務の全額を履行するものとします。
 - (1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
 - (2) 失踪し又は刑事上の訴追を受け、もしくは本契約以外のウィルコムとの契約に基づく債務について期限の利益を喪失するなど、購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第7条 (遅延損害金)

1. 購入者は、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該分割支払金に対し、商事法定利率(1年を365日とする日割計算。以下同じ。)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 購入者は、本契約に基づく債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、未払いの分割支払金に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第8条 (費用等の負担)

1. 購入者は、ウィルコムに対する分割支払金の支払いに要する費用を負担するものとします。
2. ウィルコムは、ウィルコムが購入者に対して第6条第4項第1号に基づく書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用を別に購入者に請求できるものとします。
3. 購入者がウィルコムに支払う費用について公租公課(消費税等を含みます。以下同じ。)が課せられる場合、又は、公租公課が増額される場合は、購入者は当該公租公課相当額又は当該増額相当額を負担するものとします。

第9条 (見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

購入者は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された本商品が見本・カタログ等と相違している場合は、販売店に本商品の交換を申出るか又は売買契約の解除ができるものとします。なお、売買契約を解除した場合は 購入者は速やかにウィルコムに対しその旨を通知するものとします。

第10条 (支払停止の抗弁)

1. 購入者は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する本商品について、ウィルコムに対する支払いを停止することができるものとします。
 - (1) 本商品の引渡しが行われないこと
 - (2) 本商品に原始的な破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること
 - (3) その他本商品の販売について、販売店に対して主張することができる事由があること
2. ウィルコムは、購入者が前項の支払停止を行う旨をウィルコムに申出たときは、直ちにウィルコム所定の手続きを取るものとします。
3. 購入者は、前項の申出をするときは、あらかじめ第1項各号の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 購入者は、第2項の申出をしたときは、速やかに第1項各号の事由を記載した書面及び資料をウィルコムに提出するよう努めるものとします。また、ウィルコムが第1項各号の事由について調査をするときは、購入者はその調査に協力するものとします。
5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、購入者は支払いを停止することができないものとします。
 - (1) 売買契約が購入者にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約は除きます。)であるとき。
 - (2) 本申込書記載の支払総額が4万円に満たないとき。
 - (3) 購入者による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
 - (4) 第1項各号の事由が購入者の責に帰すべきとき。

第11条 (合意管轄裁判所)

購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第12条 (割賦債権の譲渡)

ウィルコムは、購入者に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。購入者は、当該債権の譲渡及び担保提供、並びにウィルコムがこの場合に購入者の個人情報を譲渡先、担保権者に提供することをあらかじめ同意するものとします。

【販売店の名称および所在地】

【個品割賦購入あっせん業者の名称および所在地】

<ウィルコム通信サービスご契約のお客様> 株式会社ウィルコム 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
 <ウィルコム沖縄通信サービスご契約のお客様> 株式会社ウィルコム沖縄 沖縄県那覇市旭町114番地4

【問い合わせ・相談窓 等(ウィルコム・ウィルコム沖縄共通)】

1. 売買契約(本商品)についてのお問い合わせ、ご相談は本申込書記載の販売店におたずねください。
2. 本契約(お支払)についてのお問い合わせ、ご相談はウィルコムの下記窓 におたずねください。
3. 支払停止の抗弁に関する書面(第10条第4項)についてはウィルコムの下記窓 におたずねください。

株式会社ウィルコム ウィルコムサービスセンター
 所在地: 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
 電話番号: ウィルコムの電話から [局番なし] 116

個品割賦購入あっせん ご契約内容

メーカー名	
機種名	

個品割賦購入あっせん契約日		平成	年	月	日	
お支払い内容	契約商品 / PHS一式(台)	現金販売価格(税込)	¥			
		支払総額(税込) 実質年率0%	¥			
		頭金(税込)	¥			
		分割支払金(税込) / 月	¥			
		支払回数 / 支払期間		回 /	ヵ月	
		お支払日(お支払期日)	現在のご利用料金支払日			
		お支払方法	ご利用料金支払方法			